

## 役員及び評議員の報酬に関する規程

社会福祉法人家庭福祉会  
令和元年7月5日改定

## 社会福祉法人家庭福祉会 役員及び評議員の報酬に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人家庭福祉会（以下、「法人」という。）の定款第9条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において次の号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づきおかれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤理事が法人及び施設運営のための業務にあたる場合（ただし、理事会又は評議員会に出席する場合は除く。）、1回につき5,000円を報酬として支給することができる。ただし、常勤理事で法人の職員の立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

- 2 非常勤理事及び監事の報酬は、無報酬とする。
- 3 評議員の報酬は、定款第9条に定める通り無報酬とする。

### (報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬の総額は、年間50万円以内とする。

### (費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等が出張する場合は、別に定める役員等費用弁償規程に基づいて旅費を支給する。

### (報酬等の支給日)

第6条 常勤理事の報酬等は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その直前の営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年3月23日改定施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、令和元年7月5日から改定施行する。